

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 30 年9月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800001号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1800024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年10月24日から同年11月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における被保険者資格喪失年月日が、平成27年10月24日となっている。しかし、同年10月31日まで同社に在籍していたので、同年11月1日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖事項全部証明書及び履歴事項全部証明書によると、請求者は、平成20年3月17日から請求期間を含み現在に至るまで当該事業所の取締役となっていることが確認できるところ、オンライン記録によると、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(平成27年10月24日)に係る処理は、平成28年9月13日付けで遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失処理について、日本年金機構は、事業主から平成28年9月9日に請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された際、添付された議事録(写)等において、請求者の退職日は平成27年10月23日であることが確認できたことから、当該届出を受理した旨回答しており、当該事務処理は、事実上即したものであると認められる。

また、A社の事業主は、請求期間当時の請求者に係る人事や給与支給に関する資料を保管していない旨陳述している上、請求者は、同僚への照会を希望しておらず、請求者の請求期間における勤務実態等について証言を得ることができないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。